

公立大学法人横浜市立大学附属病院 放射線被ばく量測定業務委託仕様書

第1 適用目的

受託者(以下、「乙」という。)は、委託者である公立大学法人横浜市立大学(以下、「甲」という。)より受託した業務を、公立大学法人横浜市立大学契約規則及び委託契約約款に拠るほか、この仕様書に定める内容に従い、円滑に実施するものとする。

第2 業務内容

乙は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則、医療法施行規則、労働安全衛生法電離放射線障害防止規則等関連法令に基づき、個人被ばく線量計(以下線量計という)を貸与し、被ばく量の測定及びデータの集計・報告書の作成を実施すること。

1 個人被ばく線量計の貸与

- (1) 測定対象月の前月 5 日までに測定依頼登録のあった線量計については、測定対象月前月 28 日までに甲に到着するようにすること。
- (2) 上記(1)の期間以外で突発的な測定依頼があった場合は、甲と調整のうえ、速やかに線量計の貸与を実施すること。
- (3) 貸与後、未使用の線量計の費用については、発行料のみ掛かるものとする。
- (4) 乙は線量計とクリップがセットされた状態で納品すること。
- (5) 乙は線量計の発行依頼を WEB もしくはメールで受けられること。
- (6) 乙は線量計使用者の登録情報について甲が変更を希望した場合は、WEB もしくはメールで変更申請を受け付けること。
- (7) 甲の線量計使用者追加、休止、中止などは月単位で依頼ができる体制を整えていること。
- (8) 乙は甲が指定した任意の時点で発行していた線量計について次の各号を一覧で CSV データまたは EXCEL データで出力できるシステムを提供すること。
 - (ア) 使用者の登録所属
 - (イ) 使用者の氏名
 - (ウ) 使用者に発行されている線量計の種類
 - (エ) 発行登録期間

- (9) 甲が線量計を紛失した際は、該当期間は未使用の線量計を代替にて使用し返却時にその旨を乙へ報告する。代替がない場合は甲が乙へ再発行依頼し、乙が再度発行すること。
- (10) 乙から貸与された線量計を甲が紛失または未提出により返却がない場合にも、費用は発生しないこととする。
- (11) 甲が未提出の線量計がある場合、乙は返却者一覧を甲へ送付すること。

2 個人線量の測定・報告

- (1) 個人線量の測定及びデータを毎月集計すること。
- (2) 毎月の被ばく線量は、「個人線量算定値報告書」「個人用報告書」「個人線量測定値報告書」の3種類を紙で甲へ提出すること。
- (3) 法定管理帳票として毎年6月、9月、12月は四半期計を、また3月末は年度計を紙で甲へ提出すること。
- (4) 上記(1)の記録をまとめたデータを2か月に1度、甲に提出すること。
- (5) 乙は甲が(1)の記録を随時参照及び抽出できるサービスを提供すること。
- (6) 線量が基準を超過していた者については、上記イによらずFAX等で早急に甲へ報告すること。
- (7) 乙は測定の依頼を受けた線量計を次の各号を基準として速やかに測定・報告するものとする。
 - (ア) 測定の技術基準は関係する日本工業規格を基本とする。
 - (イ) 測定は使用者が乙の提示した取扱説明書に従い正しく使用したところを前提に行う。ただし、甲より測定後に装着部位の変更等使用条件の変更について連絡を受けた場合は、それに応じて再測定し結果を提出すること。
- (8) 甲が乙へ妊娠の報告をした際は、外部被ばくによる実行線量及び腹部表面に受ける等価線量の妊娠期間中の合計を算定すること(マティ管理)。なお、既に報告書発行済みの期間についても妊娠判明時点に遡って妊娠期間中の被ばく線量を算定し報告すること。
- (9) 線量計使用者が過去または他施設等でも乙が発行する個人被ばく線量計を使用しており、乙が被ばく線量の記録を保持している場合は、当該使用者の生涯の累計線量や5年ブロック線量を自動的に集計できるようにすること。

3 乙の責務

- (1) 線量計使用者が横浜市立大学附属市民総合医療センターまたは横浜市立大学医学部 RI 研究センターと行き来する際の線量データは累積データとし、それぞれの管理部門で確認が出来る体制を確保すること。
- (2) 契約期間開始日から円滑に業務を遂行できるように甲と打ち合わせを行い、前年度の業務請負者と十分な引継ぎを実施することとし、甲の保有する前年度までの被ばく線量データを一括で取込み累積線量を管理できるようにすること。
- (3) 本契約の解除又は、契約期間満了後に甲が他の業者と契約を締結することとなった場合、本委託業務が支障なく遂行できるようにするため、被ばく線量のデータ提供を含め交代後の請負者と十分な引継ぎを実施すること。

【基準線量】

・ケア線量

使用周期	基準値 (m Sv)
実効線線量 (1 ヶ月使用)	1.6
女子腹部表面 (マティ管理登録時)	0.1
眼の水晶体の等価線量	1.6

・アラーム線量

項目	基準値 (m Sv)
実効線量の 3 月計	4
実効線量の年度計	40
眼の水晶体の等価線量の年度計	40 (年間) 80 (5 年間)
皮膚の等価線量の年度計	400
腹部の等価線量の累積値	1.6
実効線量の 5 年ブロック累積値	80

・緊急報告

項目	基準値 (m Sv)
実効線量の 3 月計 (女子 3 ヶ月管理)	5
実効線量の年度計	50
眼の水晶体の等価線量の年度計	50
皮膚の等価線量の年度計	500
腹部の等価線量の累積値	2
実効線量の 5 年ブロック累積値	100
眼の水晶体の 5 年ブロック累積値	100

電離放射線障害防止規則の放射線業務従事者の被ばく限度を超過した場合。

第 3 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

第4 業務履行場所

横浜市金沢区福浦3-9

公立大学法人横浜市立大学附属病院

第5 その他特記事項

1 業務変更

甲は、業務内容等に変更が生じた場合は、乙と変更内容について協議し、双方同意のうえこれを変更することができる。

2 個人情報の保護

業務上知り得た情報その他の守秘義務を負うこと。